

構造 1 級建築士の建築士法 20 条 2 号印鑑について

管理建築士殿

甲

氏名 *****

住所 *****

構造 1 級建築士 ***** 号

乙

登録印鑑



右記捺印した印鑑(乙)は、建築士法 20 条 2 号の構造関係規定に適合するかの確認に使用する印鑑とする。その他の印鑑が図面、計算書に捺印されていた場合は、民法 113 条無権の代理として、無効とする。民法 113 条の追認の場合においても印鑑(乙)を捺印しなければ無効とする。